

仕様書

1. 業務名

上峰町地域ブランディング事業業務

2. 業務目的

国の第2期総合戦略において交流人口、関係人口の創出・拡大を主要な取り組みとして位置づけられており、そのためには、まず全国の人に上峰町を知ってもらう必要がある。

今回、地域ブランディング事業として、当町にある限られた地域資源の更なる磨き上げを行い、効率的に情報発信を行うことで、町内への新たな人の流れを作り出し、観光促進、移住・定住へとつなげていくことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4. 業務内容

以下3つの地域ブランディング事業について、当町にある素材を活用し、3事業を関連させて行うことにより、相乗効果を生み出すものとする。

（1）地域資源の磨き上げ事業

当町にある歴史的資源、文化的資源を基にした企画及び実施。

（2）移住定住促進事業

移住定住促進につながる事業の企画及び実施。

（3）参加型イベント事業

参加型イベントの企画及び実施。

※なお、イベント等の開催が中止になった場合の対応策についてもご提案ください。

5. 成果物

次のものを成果物として当町へ納入すること。

以下の事項についての業務実施報告1部及び関係データ一式

（1）上記4. 業務内容（1）から（3）の実績

（2）その他、当町との打合せ記録等

6. 報告及び検査

当町は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

7. 個人情報等の保護

業務の履行においては、上峰町個人情報保護条例及びその他関係法令等に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。また、業務完了後も同様とする。

8. 著作権の取扱い

- (1) 受注者が本業務により新たに制作した制作物の著作権が生じる場合は、当町に帰属するものとする。また当町はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は当町に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受注者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (3) 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、当町と受注者が協議のうえ処理することとする。

9. 当町との協議

- (1) 仕様書に定めのない事項については、適宜当町と協議すること。
- (2) 業務の履行において疑義が生じた事項については、当町と協議のうえ対応すること。